

3. 日本の行財政の現状とスポーツ庁の設置

2013年度的一般会計歳出は総額 92.6兆円にのぼり、国の公債残高は約 750兆円にまで膨張する見込みである。1990年代からの公債残高増加額は約 530兆円にまで達しており、その 32%にあたる約 171兆円が社会保障関係費の増加によるものである¹。

ただ、2012年12月に誕生した安倍政権は巨額の経済対策を投じる一方で、歳出削減にあまり踏み込んでいないように見える。財政再建を後回しにできるほど、日本の財政に余裕はない。安倍総理は、2020年度までに国・地方における基礎的財政収支の黒字化を実現すると国会で述べた。この財政健全化の目標は「財政運営戦略」として菅内閣で決定されたものであり、政権交代を経て自公政権へ引き継がれたことになる。政府がこの目標を達成できなければ、国債等の信用力は大きく低下するだろう。

2012年、内閣府は「経済財政の中長期試算」において財政再建の難しさを既に指摘している。この試算では、消費者物価上昇率 2%、名目経済成長率 3%、消費税率 10%というシナリオでも、2020年度のプライマリー・バランスは 8.5兆円程度の赤字になる。安倍総理はこの前提と同様の経済目標を掲げているが、それを仮に実現したとしても財政を健全化できないということである。さらに、試算の仮定が現実の数値より悪化してきている。たとえば、2013年度の税収は約 48兆円と想定されていたが、実際には約 43兆円となっている。また、試算では 2011・2012年度の基礎的財政経費が 71兆円程度に抑制されていたが、2013年度の歳出は補正予算によって 10兆円ほど拡大する。政府与党は 10月に消費増税の最終判断をする際にも、景気のテコ入れをするために補正予算を編成する可能性が高い。政府は財政再建目標の実現可能性を検証するとともに、内閣府の試算と現実の予算とのギャップを埋めるために、歳出抑制を優先に取り組むべきであろう。

2012年12月の第46回衆議院議員総選挙での自民党の公約には、「民主党政権のバラマキ施策で水膨れした歳出について徹底した削減を行うとともに、国・地方の公務員人件費の削減、生活保護の見直し等、さらなる削減を断行します」と明記されていた。確かに、2013年度予算案では公務員人件費の一時抑制や生活保護費の一部削減が行われる。しかし、自民党はバラマキと批判していた民主党政権の各政策を踏襲したまま、徹底した削減を行ってはいない。たとえば、農家への戸別所得補償制度は「経営所得安定対策」に名称変更するだけであり、TPPへの参加によって農家への補助はさらに手厚くなる可能性もある。また、高校無償化もそのまま継続されることになる。衆議院議員総選挙があり、2013年度予算の見直しは不十分にならざるを得なかったかもしれないが、今後は社会保障関係費の削減にも踏み込んでいかねばならないだろう。

また、自民党は道州制の推進を公約に掲げていた。道州制を導入する意義について「まさに国のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革です。中央集

¹ 財務省「日本の財政関係資料」2013年3月7日参照。
<http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_2409.pdf>

権体制を改め、地方分権型国家を構築し、地域経済社会の活性化、多極型国土の形成、中央・地方全体の行財政の効率化、二重・三重行政の解消によりムダをなくし、真の行政改革を進めます」と記載している。つまり、道州制は究極の行政改革といっても過言ではない。安倍総理は道州制を5年以内に実現するために、基本法制定に前向きな姿勢をみせている。今後、国や地方の役割分担を整理したうえで、道州制の制度設計が本格的に議論されていくことになるだろう。

さらに、先に述べた自民党の総選挙の公約には「スポーツを国家戦略として推進するため、わが党主導により議員立法で制定した『スポーツ基本法』に基づき、『スポーツ立国』を実現するための諸施策を強力に推進するとともに、スポーツ庁、スポーツ担当大臣を新設します」とあり、スポーツ庁の設置が明示されている。実際、安倍総理は下村文部科学大臣にスポーツ庁設置の検討を2012年12月末に指示したのである。これに先駆けて、文部科学省は「スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業」を1千万円程度の予算で2012年度から始めており、2013年度も継続して調査研究を行う見込みである。

政府は財政を健全化するにあたって歳出削減に取り組むとともに、道州制を含む行政改革を進めようとしている。道州制が実現されたならば、国の役割が道州や基礎自治体に移譲されるため、中央省庁は再々編を余儀なくされる。そのような中で、スポーツ庁は必要なのだろうか。安倍政権はスポーツ庁の役割を明確にするとともに、その必要性を国民にしっかり説明しなければならない。

本研究では、スポーツが今後より一層国民生活に深く広く浸透するために、スポーツ政策における国・地方の役割とは何か、国の体制はスポーツ庁設置が望ましいのか、設置するとすればどのような組織体制がありうるのか、といった論点について、具体的に検討していく。